



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：小野一英 山崎航 濱田靖彦 野田徹 白石栄一  
 印刷所：(株)白橋



R1.5.21~22「兵庫県尼崎市水防工法訓練」  
 主催：尼崎市  
 場所：兵庫県尼崎市丸島町地先 武庫川左岸河川敷  
 積土のう工を指導する水防専門家  
 水防専門家派遣制度：当協会ホームページをご覧ください

目 次

避難に関する提言 新型コロナウイルス感染リスクのある今、あらためて  
 災害時の『避難』を考えましょう…………… 2  
 参考：新型コロナウイルスの感染下における災害時避難関連の通達等…………… 3  
 感染症拡大防止下における大規模水害オペレーション訓練結果報告…………… 4  
 「2020濱口梧陵国際賞」の募集を開始します…………… 5  
 小学生向け動画「小学5年生理科 流れる水の働きと土地の変化」を  
 公開しました…………… 6  
 4自治体で避難支援システムの開発が始まります…………… 7  
 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）を実施します…………… 8  
 協会だより 令和2年度 定時総会が開催…………… 9  
 令和2年度 第1回通常理事会、第2回通常理事会…………… 10  
 被害報告…………… なし

## 避難に関する提言

### 新型コロナウイルス感染リスクのある今、 あらためて災害時の『避難』を考えましょう

2020年5月15日 日本災害情報学会長 片田敏孝  
日本災害情報学会 HP より <http://www.jasdis.gr.jp/>

新型コロナウイルスの感染拡大が未だ収まらないなか、これから本格的な出水期を迎えます。一昨年の西日本豪雨（平成30年7月豪雨）、昨年の台風19号（令和元年東日本台風）など、毎年のように災害が発生しています。新型コロナウイルスの感染リスクを避けることを念頭におきながら、あらためて災害時の避難のポイントを皆さんと確認したいと思います。

「避難」とは難を避ける行動のことです。

避難所に行くことだけが避難ではありません。

自宅が浸水する可能性がない場所、土砂災害の危険がない場所、マンションの上層階の場合には、在宅避難（その場に留まる）ということも重要です。まずはハザードマップ・防災マップ等で自分の家の安全性を確認して、自宅外に避難すべきかどうか検討することから始めましょう。その上で、自分の家が危険な場所にあるならば、より安全な場所に早めに避難することが重要です。

新型コロナウイルスの感染リスクにかかわらず、いざという時にどう行動すべきか、一人ひとりがあらかじめ考えておきましょう。

**要点1：避難所以外の避難（分散避難）も選択肢です。**

災害時には、避難所に行くことだけが避難ではありません。在宅避難やホテル、親戚や知人宅への避難も選択肢です。自宅が頑丈な建物の高層階や危険な区域でないなど、安全が確保されている場合は自宅に留まりましょう。

新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるためにも有効です。

**要点2：あらかじめハザードマップ・防災マップ等で危険の有無や程度を確認しておきましょう。**

ハザードマップ・防災マップ等を利用して、避難場所（自宅、知人宅、避難所など）の安全性をあらかじめ確認しておきましょう。なお、川に近い場所、低い場所、急峻な斜面の近くなどでは、たとえハザードマップ・防災マップ等に図示されていなくても危険な場合があるので注意しましょう。また、建物の高さや構造によっても安全性は大きく変わります。

**要点3：大雨「警戒レベル」の意味を正しく理解しておきましょう。**

風水害の危険が迫ってきた場合、その危険度に応じた「警戒レベル」が発表されます。避難に時間を要する人とその支援者や、特に災害の危険性が高いところにいる人は「警戒レベル3：高齢者等避難」の段階で避難を開始し、「警戒レベル4：全員避難」の段階では危険な場所にいる人全員が速やかに避難をすることを意味しています。「全員避難」とは、すべての人が避難所に行くことを示したものではありません。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する今ですが、できるだけ3密を避けつつ、避難所への避難は、命を守る最終手段として、躊躇なく選択してください。また、自治体は、避難所での3密を避けるためにも、避難所以外の施設も避難先として積極的に活用できる体制を整備してください。この提言が、自分の命、大切な人の命を守るために、住んでいる地域や感染拡大の状況も踏まえ、一人ひとりが安全な避難について考える契機となれば幸いです。

(注記) 1. ここでいう「避難所」とは、指定緊急避難場所、指定避難所等自治体が指定する避難場所も含む概念で、地域の公民館など災害時に住民が避難する場所として認知されている建物等を総称しています。

2. 「在宅避難」、「分散避難」は、「避難所に集まることだけが避難ではない」という点を強調するため使っています。

**参考：新型コロナウイルスの感染下における災害時避難関連の通達等**

(公社)全国防災協会

- ・令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/kyoryokuirai.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)
- ・外国人に対する災害情報の発信に関する取組について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/PressReleaseHelpfulDisasterManagementApps.pdf>
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

上記のリンクは主に下記を参照。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

# 感染症拡大防止下における大規模水害 オペレーション訓練結果報告

令和2年5月28日 中部地方整備局河川部

最新 IT 技術を活用し、WEB 等により感染症拡大防止下において、情報共有・意思決定をするための訓練を実施。三密を回避したオペレーション、広域分散避難の手順を確認することができました。

IT 技術の活用は、三密防止につながるほか、作

業の省力化、効率化の効果が大きいことから、今後の新たな「災害対応のスタイル」として転換を図る必要があります。

本訓練を参考に、自治体をはじめ防災機関においては、必要な準備を行ってください。

訓練の様子は、  
以下の動画投稿サイトで公開中



<https://www.youtube.com/channel/UCSOKTELZR98zv6nvIVQyIeQ/>



共同記者会見の様子

## <訓練の概要>

■開催日時 令和2年5月24日(日) 10:00~11:10

■実施方法 中部地整、气象台、三重県、桑名市、防災科研のやり取りは、TV 会議システム (MeetingPlaza) で行い、訓練状況を YouTube で LIVE 配信

## ■訓練のポイント

### 【感染症対策】

- ① 広域分散避難を行うため、避難所をより早く準備できるよう従来より倍早い段階で河川水位予測の情報提供を行う。
- ② 車中避難も一つの避難先となりうるため、災害復旧に支障のない範囲で駐車スペースやトイレを備えた整備局施設を車中泊避難所として活用する。
- ③ 三密を回避するために地方整備局と地方气象台の共同記者会見は、関係者やメディアが一堂に会さずに済むよう WEB で実施する。

### 【最新 IT 技術】

- ① 住民がいつ避難すべきか意思決定ができるよう、従来と異なる詳細な高潮・高波浸水予測の情報提供を行う。
- ② AI 技術を活用して、首長が実施する避難勧告等の難しい意思決定を支援する。
- ③ 「災对本部のホワイトボードに書かれた情報を人をかき分けて見に行く」ことから「災害情報共有プラットフォーム『SIP4D』を活用し、自分の席や最前線の現場でリアルタイムに情報を共有するとともに、意思決定を行う。」

■参加機関 内閣府、国土交通省中部地方整備局、名古屋地方气象台、三重県、桑名市、(国研)防災科学技術研究所、(一社)日本建設機械施工協会

■参加者 勢田中部地方整備局長、鈴木三重県知事、伊藤桑名市長、堀内閣府 SIP プログラムディレクター等

## ■主なコメント

勢田局長 「避難の初動を早くするため従来以上の予測情報の提供や整備局施設の活用など、整備局に要請することがあれば、遠慮なく言ってほしい。」

鈴木知事 「三重県は、全国に先駆けて ICT 技術を防災に活用してきた。多くの人がしっかり活用できるように訓練を何度も積み重ねていくことが大事。」

伊藤市長 「これまでの顔の見える関係を構築してきたことで WEB を用いた訓練でも安心感をもって参加できた。新しい技術を取り込むとともに連携をより深めていくことが重要。」

# 「2020年濱口梧陵国際賞」の募集を開始します

～津波・高潮等に対する防災・減災に取り組んでいる方を表彰～

令和2年5月11日 港湾局海岸・防災課  
水管理・国土保全局防災課

津波・高潮等に対する防災・減災に関して顕著な功績を挙げた国内外の個人又は団体を表彰する「2020年濱口梧陵国際賞」について、本日から6月10日まで募集（対象は個人または団体）します。

## 1. 濱口梧陵国際賞とは

濱口梧陵国際賞は、我が国の津波防災の日である11月5日が、2015年の国連総会において「世界津波の日」として制定されたことを受け、国内外で沿岸防災技術に係る啓発及び普及促進を図るべく、国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会によって2016年に創設された国際的な賞です。これまでに、8名3団体が受賞しています。

＜濱口梧陵について＞

現在の和歌山県広川町で生誕。安政元年（1854年）突如大地震が発生、大津波が一带を襲いました。このとき、梧陵は稲むら（稲束を積み重ねたもの）に火を放ち、この火を目印に村人を誘導、安全な場所に避難させました。その後も、被災者用の小屋の建設、防波堤の築造等の復興にも取り組み、後の津波による被害を最小限に抑えたと言われています。

## 2. 募集対象

津波・高潮等に対する防災・減災に関する調査・研究、技術開発、地域における取り組みにおいて、国際賞にふさわしい顕著な功績があった国内外の個人又は団体

※応募にあたっては推薦者による推薦書の記載が必要となります。

## 3. 募集期間と今後のスケジュール（予定）

2020年5月11日(月)	募集開始
2020年6月10日(水)	募集締切（必着）
※郵送及び電子メール	
2020年6月～7月	審査
2020年7月	受賞者決定
2020年10月～11月頃	授賞式

※状況を踏まえて開催可否を後日判断

## 4. その他

募集、表彰等の詳細は、募集要項等をご確認下さい。また、募集要項等は港湾空港技術研究所のホームページにも掲載されており、様式のダウンロードが可能です。

日本語：

([http://www.pari.go.jp/event/seminar/hamaguchi\\_award/](http://www.pari.go.jp/event/seminar/hamaguchi_award/))

英語：

([http://www.pari.go.jp/en/public\\_relations/hamaguchi\\_award/](http://www.pari.go.jp/en/public_relations/hamaguchi_award/))



稲むらの火

(資料提供：内閣府防災担当)

濱口梧陵生誕 200 周年  
The 200th anniversary of the  
birth of HAMAGUCHI



# 小学生向け動画「小学5年生理科 流れる水の働きと土地の変化」を公開しました

令和2年5月22日 水管理・国土保全局  
河川環境課・防災課

この動画は、洪水が起こりそうなときに、ただ避難するだけではなく、川の特徴をとらえたうえで、予測、判断、行動につなげることをねらいとした動画です。新学習指導要領の5年理科の内容に即しながら、4年・6年の内容とも関連しています。(約8分)

本格的な梅雨期、台風期を迎える前のこの時期にご自宅で、学校で、是非ともご視聴ください。



○以下よりご視聴可能です。

<https://youtu.be/tyD19IM8fZk>



○防災教育ポータル上では上記動画のほか、さまざまな防災教育の素材を紹介しています。こちら是非ご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を【トピックス】として紹介しています。
- ・様々な機関が作成している防災教育に役立つ資料などを、【教材】【素材】【手引き】【事例】に分類し、掲載しています。



**トピックス**  
最新の取組



**手引き**  
これから防災教育を始める際の進め方



**教材**  
すぐに使える教材パッケージ



**事例**  
学年別・分野別の防災教育の事例



**素材**  
伝わりやすい写真やイラスト等



**リンク**

防災教育ポータル

検索



## 4 自治体で避難支援システムの開発が始まります

～SIP 市町村災害対応統合システム開発グループにおいて選定結果発表～

令和2年5月28日 水管理・国土保全局河川計画課

最先端技術を活用した、自治体の避難勧告等の発令支援システムの開発に参加するモデル自治体の選定結果が発表されました。

国土交通省では、選定された「市町村災害対応統合システム開発」のモデル自治体に対し、水位情報等の提供などの協力を行っていきます。

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」では、「市町村災害対応統合システム開発」に取り組んでおり、現在、モデル自治体として、常総市、東峰村、足立区において先行的に取り組が進められています。

この取組では、最先端のAI・IoT技術を活用し、地区・校区等の小エリア単位で、かつ的確に避難勧告等の発令に必要な情報を市町村へ提供するシステムの構築を目指しています。

この度、SIP市町村災害対応統合システム開発グループにおいて、令和2年度よりプロトタイプの実証実験を行うため、新たにモデル自治体を公募したところ、下記の4自治体が選定されました。

国土交通省では、新たに選定されたモデル自治体とも連携し、水位情報等の提供や技術的助言などの協力を行っていきます。

### 今回選定されたモデル自治体（4自治体）と関係事務所

- ① 千葉県香取市…  
関東地方整備局 利根川下流河川事務所
- ② 京都府舞鶴市…  
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
- ③ 兵庫県加古川市…  
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
- ④ 岡山県高梁市…  
中国地方整備局 岡山河川事務所、  
高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所

### 新たなモデル自治体における 令和2年度実証実験概要

- (1) 内容：システムの社会実装に向けて、AIモデルのプロトタイプを現地適用研究し、システムのさらなる改良、高度化につなげます。
- (2) 開始時期（予定）：令和2年度 台風期より
- (3) 今後のスケジュール：  
令和2（2020）年度 実証実験  
【フェーズ1】プロトタイプの現地適用研究  
令和3（2021）年度 実証実験  
【フェーズ2】システムの改良・高度化  
令和4（2022）年度 実証実験  
【フェーズ3】社会実装に向けた適用・検証  
令和5（2023）年度 実証実験  
自治体へのシステム導入（社会実装）

○公募結果の詳細は、以下のHPをご確認下さい。  
[http://www.nied-sip2.bosai.go.jp/news/2020/20200528\\_senntei.html](http://www.nied-sip2.bosai.go.jp/news/2020/20200528_senntei.html)

# 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）を実施します

令和2年5月28日 水管理・国土保全局砂防部

国土交通省と都道府県では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが土砂災害の防止及び被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう、毎年6月を「土砂災害防止月間」として定めています。

都道府県、市町村等と連携し、適時・的確な避難行動の重要性の理解促進等、土砂災害防止意識の普及活動、警戒避難・情報伝達体制の整備等を推進します。（※）

## 【「土砂災害防止月間」の主な取組】

### (1) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害防止に関して顕著な功績があった個人・団体に対して、国土交通大臣表彰を行います。今年度の功労者表彰は、個人3名、5団体です。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001345291.pdf>

### (2) 小・中学生を対象とした土砂災害防止に関する 絵画・作文の募集

国土交通省と都道府県は、次代を担う小・中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文を募集します。

◇募集期間は6月1日から9月15日まで  
(令和元年度は4,719点の応募がありました)

【募集HP】[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/kaiga\\_sakubun.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/kaiga_sakubun.html)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001345292.pdf>

### (3) 都道府県による主要行事一覧

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催している土砂災害防止「全国の集い」は開催を取りやめ、「土砂災害・全国防災訓練」は、多数の参加者が一か所に集まる避難訓練等を中止し、可能な範囲で情報伝達訓練や啓発活動等を実施します。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001345293.pdf>



土砂災害防止月間ポスター

協会だより

## 令和2年度定時総会が開催

令和2年度定時総会が5月25日(月)、東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6階 公益社団法人全国防災協会会議室において開催されました。

本年の定時総会は、新型コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、大多数の正会員各位には書面表決又は議長への委任により出席の自粛をいただき、必要最小限の出席者により開催されました。

はじめに、協雅史会長から開会の挨拶があり、引き続き定款第16条の規定により協会長が議長になりました。

また、議事録署名人として協議長(会長)、藤芳素生副会長、上総周平理事の3名を選任し、令和2年度定時総会の議案審議に入りました。

### 【議案】

第1号議案 平成31・令和元年度収支決算の承認について

第2号議案 役員の選任について

理事候補：協雅史氏(協雅史政策研究会代表)、足立敏之氏(参議院議員)、菅原章嗣氏(喜茂別町長)、藤芳素生氏(八千代エン

ジニヤリング(株)名誉顧問)、穂積志氏(秋田市長)、太田洋氏(いすみ市長)、入村明氏(妙高市長)、末松則子氏(鈴鹿市長)、日裏勝己氏(印南町長)、速水雄一氏(雲南市長)、秀島敏行氏(佐賀市長)、虫明功臣氏(東京大学名誉教授)、上総周平氏(五洋建設(株)執行役員副社長)、富田和久氏(株)浅沼組技術顧問)

監事候補：堀内茂氏(富士吉田市長)

第3号議案 定款の改正について

### 【報告事項】

- (1) 平成31・令和元年度事業報告について
- (2) 令和2年度事業計画及び令和2年度収支予算について

第1号議案については、報告事項(1)と一括して説明が行われ承認決議されました。次に第2号議案の説明が行われ承認決議され、続いて第3号議案の説明が行われ承認決議されました。次に報告事項(2)の報告が行われ、予定していた議案等を全て終了し閉会しました。



協会長(議長)挨拶



総会の様子

協会だより

## 令和 2 年度第 1 回通常理事会

令和 2 年度第 1 回通常理事会が、新型コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、特例として書面（一般社団法人第 96 条、定款第 39 条）をもって行われ、理事及び監事全員から承認を得て、理事会の決議があったものとみなされました。

決議があったとみなされた日：令和 2 年 5 月 8 日

（審議事項及び報告事項）

平成 31・令和元年度事業報告の承認について  
平成 31・令和元年度収支決算の承認について  
定款の改正について

令和 2 年度定時総会の開催事項について

会長及び副会長の職務執行状況について（報告事項）

## 令和 2 年度第 2 回通常理事会

令和 2 年度第 2 回通常理事会が、第 1 回同様に書面（一般社団法人第 96 条、定款第 39 条）をもって行われ、理事及び監事全員から承認を得て、理事会の決議があったものとみなされました。

決議があったとみなされた日：令和 2 年 5 月 25 日

（審議事項）

会長及び副会長の選定、並びに、副会長の順序について

会 長 脇 雅史（脇雅史政策研究会代表）

副会長 ②足立 敏之（参議院議員）

副会長 ③菅原 章嗣（北海道喜茂別町長・北海道防災協会会長）

副会長 ④日裏 勝己（和歌山県印南町長・和歌山県河川協会会長）

副会長 ①藤芳 素生（八千代エンジニアリング  
株名誉顧問）

（注）①～④は定款第 25 条第 3 項で定める副会長の職務執行の順序